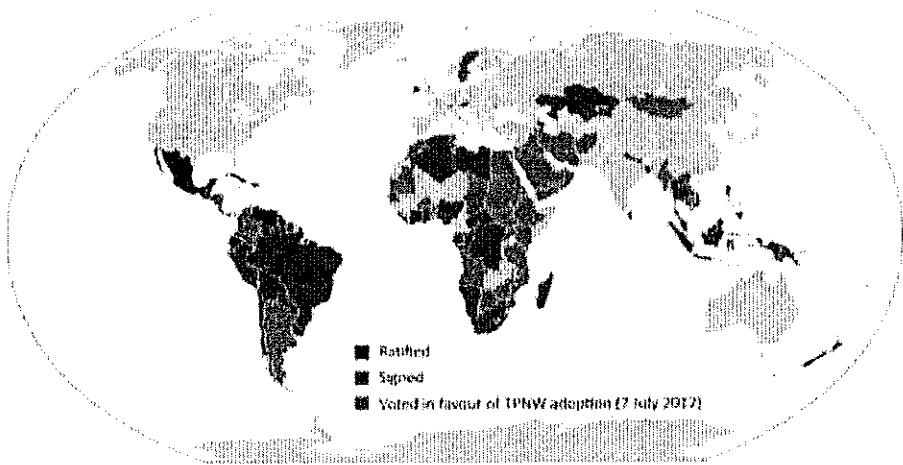


核兵器禁止条約(TPNW)と 「原子力の平和利用」

第4回原発と人権 第4分科会「核兵器と原発」
2018年7月29日(日) 於福島大学
山田寿則(明治大学)



2018年4月18日現在のTPNW署名・批准状況

出典: NUCLEAR WEAPONS BAN MONITOR PRELIMINARY RESEARCH, MAY 2018, p. 14.
<http://www.icanw.org/wp-content/uploads/2018/05/Nuclear-Weapons-Ban-Monitor.pdf>

核兵器禁止条約

Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW)

- ・核兵器を包括的に禁止し、廃絶につなげる世界初の普遍的な条約
- ・2017年7月7日 採択・成立
 - ・「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する国連会議」で、賛成122、反対1(オランダ)、棄権1(シンガポール)により採択。
 - ・会議の根拠決議: 総会決議71/258 (2016年12月23日採択)
 - ・会期: 2017年3月27日~31日(第1会期)、6月15日~7月7日(第2会期)
 - ・「参加」国: 130か国以上、国際機関、NGOなど(N5、印パ、イスラエル、北朝鮮、韓豪加独などは不参加)
 - ・日本は、3月会期の冒頭に出席し演説、「建設的かつ誠実に参加することは困難」として以後の不参加を表明。
 - ・会議の公式サイト: <https://www.un.org/disarmament/ptnw/index.html>
- ・2017年9月20日 署名開放。未発効(50カ国の批准で発効)
 - ・署名国59、批准国13(2018年7月25日現在)

核兵器禁止条約の基本構造

- ・前文、本文(20か条)、末文
- ・普遍的条約を目指す: 12条(普遍性)、13条(署名)、14条(批准等)
- ・発効要件: 50か国の批准等(15条)
- ・留保: 禁止(16条。「この条約の各条の規定」につき)
- ・有効期間: 無期限(17条1)
- ・脱退: 「自国の至高の利益を危うく」する「異常な事態」の存在と通告で可(17条2)。通告後12か月で脱退可だが、武力紛争中の脱退不可(同3)。
- ・改正: 締約国の3分の2の賛成で改正→過半数締約国の批准→批准国につき改正発効(10条)

核兵器禁止条約の特徴

1. 核兵器の「禁止」規範の確立…1996年ICJ勧告的意見からの発展
 - ① 開発・実験・生産・占有・使用・配備その他の禁止を含めた包括的な禁止(1条)
 - ② 使用の全面的違法性の「確認」(前文10段)
 - ③ 威嚇の禁止規範の「創設」(1条)
2. 「廃絶」への道筋…「核兵器のない世界」というゴールの可視化
 - ① 加盟する保有国に廃棄義務(4条)。すべての核保有国の加盟=事実上の核廃絶
 - ② 加盟のドアを開かせる方策の議論…締約国会合(8条)
 - ③ 核軍縮誠実交渉・完結義務の再確認(前文17段)
3. 人道的アプローチに基づく「汚名化」の深化
 - ① 平和・核軍縮教育の重要性(前文23段)…市民社会の役割・被爆国の役割
 - ② 核使用の帰結の非人道性 → 核兵器の多面的な非難
 - ③ 非人道性から非正当性へ…説明責任の転換(どちらが常識か)

TPNWと原子力

「この条約のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないことを強調し、」(前文21項)

・原子力の平和利用の権利を容認

- ・議長原案ではなく、原子力の平和利用の権利の確認を求める諸国の意見が反映された。
- ・NPT4条1の文言を援用した議長原案修正案から新設され、原子力の平和利用に関する締約国の「奪い得ない権利」が確認されている。
- ・具体的に挿入案を提起したのは、アルジェリア、ブラジル、キューバ、フィリピン。
- ・このうちキューバが、NPT4条1を援用し、これが議長原案修正案として採用されている。

TPNWと原子力

・IAEAの保障措置はNPT並みを確保

第3条(保障措置) 1 次条1又は2が適用されない締約国は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、少なくとも、この条約が効力を生じた時点において自国について効力を有する国際原子力機関の保障措置に関する義務を維持する。

2 次条1又は2が適用されない締約国であって、国際原子力機関と包括的な保障措置協定(INFCIRC/153(Corrected))を締結していないか、又は同協定の効力が生じていない締約国は、同機関と同協定を締結しあつ発効させる。その協定の交渉は、この条約が当該当事国につき効力を生じた時から180日以内に開始しなければならない。その協定は、この条約が当該締約国につき効力を生じた時から18箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この義務を維持する。

核不拡散条約(NPT)第4条

「1. この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2. すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上にある地域の必要に妥当な考慮を払って、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器国との領域におけるその応用の一層の発展に貢献することに協力する。」

- ・1968年署名、70年発効。現在の当事国は191。

TPNW交渉会議での主張

- 原子力の平和利用の権利の維持を主張した国

- ・フィリピン(ASEAN)、ベトナム、シンガポール
- ・エルサルバドル(CELAC)、キューバ、ホンジュラス、エクアドル、ベネズエラ、コロンビア、ブラジル、メキシコ
- ・サウジアラビア、クウェート、イラン、
- ・タンザニア、アルジェリア、ナイジェリア、南ア、ガーナ
- ・スウェーデン、アイルランド、スイス、
- ・ホンブル

- IAEA追加議定書を強調した国

- ・スウェーデン・チリ・ウガンダ(WP6)
 - ・スウェーデンは、追加議定書がなければ核兵器開発禁止も挿入すべきでないと主張

賛成国 署名国 批准国

9

10

TPNWと原子力

- ・「ヒバクシャ」には原発被害者は含まれない

「核兵器の使用の被害者(ヒバクシャ)及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意し、」(前文6項)

- ・被害者援助や環境回復でも原発被害は対象外

- ・6条(被害者に対する援助及び環境の回復)
- ・7条(国際協力及び援助)

OEWGでの議論

- 2016年OEWG最終報告書(A/71/371)

- ・「国際的な法的文書に含められ得る示唆された効果的な法的措置の要素」
- ・開発と生産の禁止について「原子力の平和利用へのすべての国の奪い得ない権利を害しないで、汎用性のある技術に関連する争点に取組む」ことが挙げられている(Annex II, Element 4)

- NPTを越える禁止事項(開発と生産)につき、NPTの標準を超える検証や輸出管理を求める主張の存在

核兵器の人道上の影響に関する会議と共同声明

- 諸国による一連の共同声明では「平和利用」問題に言及はない。

- 一連の国際会議でも「平和利用」の問題は焦点ではなかった。

- ・オスロ会議: チエルノブイリ等の原発事故と対比しつつ、核兵器爆発への対処能力の不在が強調された。
 - ・議長総括で、原発事故への言及はない。
- ・ナジャリット会議: 議長総括で原発問題への言及はない。
- ・ウィーン会議: 議長総括で原発問題への言及はない。

TPNWと原子力…今後の注目点①

- ・締約国会合のサイクルで原発被害は議論されうるか?
 - ・「核兵器の壊滅的な帰結は、…女性及び少女に不均衡な影響(電離放射線の結果としての影響を含む。)を及ぼすことを認識し、」(前文4項)
 - ・「あらゆる点での平和及び軍縮教育の重要性並びに核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識を高めることの重要性を認識し、この条約の原則及び規範の周知を図ることを約束し、」(前文23項)
 - ・「締約国は、関連する規定に従いこの条約の適用又は実施に関する問題について、並びに核軍縮のための更なる措置について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。これには次の事項を含む。…(c)この条約の規定に従いかつ適合する他の事項」(8条1)
- ・原子力被害を含めた核被害の調査検討のプラットフォームとなり得るか?

13

TPNWと原子力…今後の注目点②

- ・TPNWではNPTを越える禁止(開発・生産)を課しながら、検証基準はNPTと同じ。
 - ・検証基準を引き上げるべきとの主張(IAEA追加議定書の標準化)
 - ・現状では、TPNW内でも、NPT内でも共有されていない。
 - ・検証基準の現状維持乃至は引き下げ(簡略化)の主張の可能性
 - ・核使用・威嚇禁止規則の受諾から、核追求断念は明白。平和利用の軍事転用の可能性は極めて低い、という評価はなじうるか?
 - ・IAEAやNSGでTPNWがどのように評価されるか?
- ・核兵器禁止・廃絶規範の下での「原子力の平和利用」
 - ・NPTでの「原子力の平和利用」との違い
 - ・原発=「潜在的核抑止力」論の否定
 - ・原発政策の安全保障論からの解放
 - ・経済効率性とリスク論への限定の可能性

14

TPNW参加と日本

日本によるTPNWへの「参加」の含意

- ・核使用・威嚇禁止規範の受諾は、原発政策につきまとう「潜在的核抑止力論」の否定につながる。
- ・TPNW締約国会合への参加は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、核兵器使用の惨禍を訴える日本の使命に合致する。
 - ・原爆被害の実相普及の道具としてのTPNWの活用。

(参考)多様な「参加」の形態

- ① 署名・批准国としての参加…核抑止力依存政策の転換を要する
- ② 非締約国としての締約国会合へのオブザーバー参加…政策転換は不要
- ③ 批准を目指す署名国としての参加…政策変更の程度は?
 - ・条約の趣旨・目的を失わせてはならない義務(ウィーン条約法条約18条)
 - ・但し、条約の当事国とならない意図を明らかにするまでの間
 - ・TPNW本文への留保は禁止されているが、前文への留保は禁止されていない(16条)

15